**会 員 施 設 災 害 時 相 互 応 援 規 程**

（目的）

第１条　この規程は、埼玉県発達障害福祉協会（以下、「本会」という。）の会員施設が、災害により被災した場合の当該施設（以下、「被災施設」という。）からの要請に応じて本会の会員施設が相互に協力し、被災施設の応援をすることについて必要事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　対象とする災害は、火災や地震、風水害等により被災し、被災施設だけでは入所者の支援や施設運営が困難な災害を対象とする。

（被災施設の範囲）

第３条　被災施設の対象は、災害が発生した時点で本会の会員施設になっているものを対象とする。なお、災害の状況に応じて、上記の範囲を超えて応援することは妨げない。

（応援施設）

第４条　被災施設を応援する施設（以下、「応援施設」という。）は、本会の会員施設とする。

２　応援施設は被災施設に隣接している施設とすることを原則とし、会長の専決をもって決定することができる。

（応援施設の役割）

第５条　この規程による応援施設の役割は、被災により一時的に入所者に対する支援が困難となった被災施設の入所者の受け入れや復旧に必要な人的・物的応援とし、被災施設を総合的に応援するものとする。

（規程細目）

第６条　この規程を、より実効性のあるものとするため、別に災害時相互応援規程細目を定める。

（災害発生時の埼玉県との連携）

第７条　災害発生時には埼玉県の関係各課と連携し、必要に応じてその要請に応じるものとする。

（規程に定めのない事項等）

第８条　この規程に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度応援施設と被災施設の協議によるものとする。

　　附　則

　この定めは、平成２６年　４月２３日から施行する。

**会 員 施 設 災 害 時 相 互 応 援 規 程 細 目**

（目的）

第１条　この細目は、埼玉県発達障害福祉協会会員施設災害時相互応援規程（以下、「規程」という。）をより実効性のあるものとするために必要な事項について定めることを目的とする。

（相互応援）

第２条　応援施設は、被災施設からの応援の要請があった場合は、可能な限りその要請に応えらえるよう努めるものとする。

（経費の負担）

第３条　応援に要した費用のうち、人的な応援に関する費用は応援施設の負担とし、その他の費用については応援施設と被災施設の協議の上決定する。

（応援時の補償）

第４条　この規程による応援により、応援施設側に負傷などの人身事故が生じた場合には、応援施設がその補償を行うものとする。

（その他）

第５条　その他、この細目に定めのない事項については応援施設と被災施設の協議により決定する。

　　附　則

　この細目は平成２６年　４月２３日から施行する。